○弘前地区環境整備事務組合議会の議決に 付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例(昭和39年9月19日 条 例 第 1 号)

改正 昭和52年12月21日 条例第3号 平成5年6月28日 条例第2号

(この条例の趣旨)

第1条 弘前地区環境整備事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により 議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5千万円以上の工 事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、その面積が1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 弘前地区環境整備事務組合契約条例(昭和37年弘前地区環境整備事務組合条例第3号)は、廃止する。

附 則 (昭和52年12月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年6月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の弘前地区環境整備事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に予定 価格を決定する契約から適用し、同日前に予定価格を決定した契約について は、なお従前の例による。